

付 議 第 4 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則議案

教育職員免許状に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第5号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第 号**教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則**

教育職員免許状に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第6条第1項から第3項まで」を「第6条第2項及び第3項」に改める。

別表第1の3の表中「附則第38項及び第39項」を「附則第35項及び第36項」に改める。

付則に次の見出し及び2項を加える。

（提出書類の省略）

- 4 第4条第1項の規定により提出しなければならない書類のうち、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号。以下この項において「令和4年改正法」という。）第2条の規定による改正前の免許法第9条（第3項を除く。）の規定による有効期間の満了又は令和4年改正法附則第11条の規定による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項に規定する修了確認期限の経過により免許状が失効した者（次項において「免許状未更新失効者」という。）であって、免許法第5条第1項の別表第1から別表第2の2までの規定により免許状の授与を願い出るものについては、必要があると認める場合を除き、第4条第1項第3号から第5号まで及び第8号に掲げる書類を省略することができる。
- 5 第5条第1項の規定により提出しなければならない書類のうち、免許状未更新失効者であって、免許法第6条第2項及び第3項の別表第3から別表第8まで又は免許法附則第9項、第17項若しくは第18項の規定により教育職員検定による免許状の授与を願い出るものについては、必要があると認める場合を除き、第5条第1項第3号カに掲げる書類を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の理由

- (1) 更新制により失効となった免許状の再授与における申請書類の簡素化
(付則第4項、付則第5項)

令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について」の留意事項 第二の1(2)更新制により失効となった免許状の再授与において、授与権者である各都道府県教育委員会には、過去に申請者に対して免許状を授与した事実を確実に確認できる場合、一部の書類の添付を省略する等、円滑な再授与手続に努めることが求められている。

このため、本県の教育職員免許状に関する規則において、更新制により失効となった免許状の再授与の出願における提出書類の省略について、所要の改正を行うものである。

- (2) 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する等の省令による改正(別表第1の3の表)

令和4年6月21日に教育職員免許法施行規則等の一部を改正する等の省令(令和4年文部科学省令第22号)が公布され、令和4年7月1日から施行されることに伴い、表記の整理を行うものである。

- (3) その他必要な表記の整理(第5条第1項)

2 改正の内容

- (1) 更新制により失効となった免許状を所有する者(免許状未更新失効者)が、基礎資格による免許状の再授与を申請する場合、必要があると認める場合を除き、次の申請書類を省略することができる。

- ① 卒業・修了証明書
- ② 実務に関する証明書
- ③ 学力に関する証明書
- ④ 介護等体験に関する証明書

(付則第4項)

- (2) 免許状未更新失効者が、教育職員検定による免許状の再授与を申請する場合、必要があると認める場合を除き、申請書類のうち、実務に関する証明書を省略することができる(付則第5項)。

(3) 表記を整理する（第5条第1項、別表第1の3の表）。

3 施行期日

令和4年8月1日から施行する。

新 旧 対 照 表
新 旧

教育職員免許状に関する規則（抜粋）

教育職員免許状に関する規則（抜粋）

第5条 免許法第6条第2項及び第3項の別表第3から別表第8まで若しくは免許法附則第9項、第17項若しくは第18項又は免許法第5条第5項の規定により教育職員検定による免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

第5条 免許法第6条第1項から第3項までの別表第3から別表第8まで若しくは免許法附則第9項、第17項若しくは第18項又は免許法第5条第5項の規定により教育職員検定による免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(1)～(5) 略

2 略

2 略

別表第1（第14条関係）

別表第1（第14条関係）

1・2 略

1・2 略

3 高等学校教諭免許状

3 高等学校教諭免許状

| 適用区分 | 種別 | 基礎資格 | 略 |
|---------|----|-----------------------------------|---|
| 免許法別表第3 | 一種 | 高等学校助教諭免許状 | |
| | | 免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条該当 | |
| | | 29年改正法附則第8項該当 | |
| | | 免許法施行規則附則第35項及び第36項該当 (修業年限3年) | |

| 適用区分 | 種別 | 基礎資格 | 略 |
|---------|----|-----------------------------------|---|
| 免許法別表第3 | 一種 | 高等学校助教諭免許状 | |
| | | 免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条該当 | |
| | | 29年改正法附則第8項該当 | |
| | | 免許法施行規則附則第38項及び第39項該当 (修業年限3年) | |

注 略

注 略

4～7 略

4～7 略

付 則

付 則

1～3 略

(提出書類の省略)

4 第4条第1項の規定により提出しなければならない書類のうち、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号。以下この項において「令和4年改正法」という。）第2条の規定による改正前の免許法第9条（第3項を除く。）の規定による有効期間の満了又は令和4年改正法附則第11条の規定による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項に規定する修了確認期限の経過により免許状が失効した者（次項において「免許状未更新失効者」という。）であって、免許法第5条第1項の別表第1から別表第2の2までの規定により免許状の授与を願い出るものについては、必要があると認める場合を除き、第4条第1項第3号から第5号まで及び第8号に掲げる書類を省略することができる。

5 第5条第1項の規定により提出しなければならない書類のうち、免許状未更新失効者であって、免許法第6条第2項及び第3項の別表第3から別表第8まで又は免許法附則第9項、第17項若しくは第18項の規定により教育職員検定による免許状の授与を願い出るものについては、必要があると認める場合を除き、第5条第1項第3号カに掲げる書類を省略することができる。

1～3 略

更新制により失効となった免許状の再授与における申請書類の簡素化について

| 令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知 留意事項第二の1 (2) | | | | |
|-------------------------------------|--|--|-------------------------------|--|
| 規則条項 | 申請 | 条件 | 対象者 | 省略可能な書類 |
| 付則 第4項 | 基礎資格による免許状の再授与 (免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に基づき再授与をする場合) | 過去に、高知県教育委員会が免許状を授与した事実を確認できる場合 | 高知県教育委員会が授与した免許状の所有者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 学力に関する証明書 ● 卒業・修了証明書 (基礎資格に関する証明書) ● 介護等体験に関する証明書 ● 実務に関する証明書 (勤務経験により教育実習の単位を他の単位に振り替える場合) |
| 付則 第5項 | 教育職員検定による免許状の再授与 (免許法別表第3、別表第5から別表第8まで等に基づく教育職員検定により再授与をする場合) | 未更新(期限切れ)を事由として失効となった基礎免許状と同じ種類の免許状が再授与されている場合 | 高知県教育委員会が教育職員検定により授与した免許状の所有者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 実務に関する証明書 |

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について
【令和4年6月21日 文部科学省事務次官通知】の一部抜粋

2. 留意事項

第二 教育職員免許法の改正関係

1 教員免許更新制の発展的解消に関する留意事項

(2) 更新制により失効となった免許状の再授与について

① 再授与の基本的な考え方について

- i 免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に基づき授与された免許状が未更新（期限切れ）により失効している場合にあっては、過去の免許法等に基づき所要資格を満たした者は、現行の免許法等に基づく所要資格を満たしたものとみなす経過措置が置かれていることから、授与権者において過去に免許状を授与した事実に基づき再授与することは可能であること。
- ii 免許法別表第3から別表第8まで等に基づく教育職員検定により授与された免許状が未更新（期限切れ）により失効している者に対し、免許状の再授与を行う場合にあっては、授与時点の免許法等に定める所要資格の確認が必要となることから、授与権者において教育職員検定を再度実施する必要があること。
- iii 免許状の未更新（期限切れ）を事由として免許状が失効した者であって、再度同じ種類の免許状が授与されたものについて、免許法別表第3、別表第5から別表第8まで等により当該免許状を基礎免許状として教育職員検定を行う場合にあっては、教育職員検定に用いる在職年数及び必要単位数には、最初に授与された免許状の授与後の在職年数及び取得単位も含めることができることとすること。なお、免許状の未更新（期限切れ）以外を事由として免許状が失効した場合（懲戒免職による失効等）にあっては、当該在職年数及び取得単位を含めることはできないこと。
- iv 教員資格認定試験により授与された免許状が未更新（期限切れ）により失効した者より再授与の申請があった場合、授与権者においては過去教員資格認定試験に合格した事実（合格証書）の確認をもって免許状の再授与を行うこと。（免許法第16条関係）
- v 教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成12年法律第29号）附則第2項及び附則第3項においては、平成12年7月1日時点で特定の教科の高等学校教諭免許状を有する者であって、情報又は福祉の教科に関する

講習を修了したものに情報又は福祉の高等学校教諭免許状を授与できることとされているところ、当該者の免許状が失効した場合にあっては同法附則第2項及び附則第3項の適用対象外となることから、当該規定に基づく情報又は福祉の高等学校教諭免許状の再授与はできないこと。

- vi 特別免許状が未更新（期限切れ）により失効している者に対し、特別免許状の再授与を行う場合にあっては、任命権者又は雇用者の再度の推薦に基づき、授与権者において教育職員検定を再び実施する必要があること。

② 申請書類の簡素化について

- i 免許状の未更新（期限切れ）を事由として失効となった普通免許状について再授与の申請があった際、授与権者は、当該免許状の原本又は写し、授与証明書、公的身分証明書等と、授与権者が保有する原簿や教員免許管理システムの情報とを突合すること等により、過去に申請者に対して免許状を授与した事実を確実に確認できる場合には、一部の書類の添付を省略する等、円滑な再授与手続に努めていただきたいこと。
- ii 具体的には、免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に基づき再授与をする場合、過去に免許状を授与された事実を確認できる場合には、学力に関する証明書、卒業・修了証明書、介護等体験に関する証明書、実務に関する証明書（勤務経験により教育実習の単位を他の単位に振り替える場合）は省略可能と考えられること。
- iii 免許状の未更新（期限切れ）を事由として失効となった普通免許状について、免許法別表第3から別表第8まで等に基づく教育職員検定により再授与をする場合、原則、授与時点の免許法等に定める必要単位の証明が必要となることから、学力に関する証明書は省略できないものと考えられること。加えて、人物に関する証明書及び身体に関する証明書についても、当時の授与時点から状況変化が生じている可能性があることから、省略できないものと考えられること。一方、実務に関する証明書については、基礎免許状が未更新（期限切れ）を事由として失効した場合であっても、当該免許状が再授与されている場合は、教育職員検定における最低在職年数に最初に授与された免許状の授与後の在職年数も含めることができることから（①iii参照）、省略可能と考えられること。

○文部科学省令第二十二号

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）の施行に伴い、並びに教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）及び教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

令和四年六月二十一日

文部科学大臣 末松 信介

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する等の省令

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第一条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものである当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第一章第六節 [略]</p> <p>第七章 単位修得試験 (第五十一条、第六十一条)</p> <p>第八章 教員資格認定試験 (第六十一条)</p> <p>第九章 中学校又は高等学校の教諭の免許状に関する特例 (第六十一条の三、第六十一条の四)</p> <p>第十章・第十一章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第二条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[項を削る。]</p> <p>3 [略]</p> <p>第三条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[項を削る。]</p> <p>3 [略]</p> <p>第四条 [略]</p> <p>3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限</p> | <p>目次</p> <p>第一章第六節 [同上]</p> <p>第七章 単位修得試験 (第五十一条、第六十一条)</p> <p>第七章の二 免許状の有効期間の更新及び延長 (第六十一条の二、第六十一条の十)</p> <p>第七章の三 免許状更新講習 (第六十一条の十一)</p> <p>第八章 教員資格認定試験 (第六十一条)</p> <p>第九章 中学校等の教員の特例 (第六十一条の十三、第六十一条の十四)</p> <p>第十章・第十一章 [同上]</p> <p>附則</p> <p>第二条 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>3 保育内容の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。</p> <p>4 [同上]</p> <p>第三条 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。</p> <p>4 [同上]</p> <p>第四条 [同上]</p> <p>3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限</p> |

| | |
|--|--|
| <p>を一年以上とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>第五条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2、7 [略]</p> <p>8 免許法別表第一備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程(以下「特別支援教育特別課程」という。)における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第一項から第五項までに定める修得方法の例によるものとする。</p> <p>第十一条 [略]</p> <p>備考</p> <p>一 [略]</p> <p>二 高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第五条第五項の規定により高等学校教諭の臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について四単位</p> | <p>を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。</p> <p>4 [同上]</p> <p>第五条 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。</p> <p>4 [同上]</p> <p>第七条 [同上]</p> <p>2、7 [同上]</p> <p>8 免許法別表第一備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程(以下「特別支援教育特別課程」という。)における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第一項から第五項までに定める修得方法の例によるものとする。</p> <p>第十一条 [同上]</p> <p>備考</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第六条第六項の規定により高等学校教諭の臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について四単位</p> |
|--|--|

2 大学は、大学、免許法認定公開講座及び単位修得試験における単位修得原簿その他これらに関する主なる公文書を相当期間保存しなければならない。

3 [略] 附則 [項を削る。]

[項を削る。]

27、29 [略] [項を削る。]

38 免許法附則第十四項に規定する文部科学省令で定める事項は、学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領で定める保健に係る事項とする。

2 大学は、大学、免許法認定公開講座、免許法認定通信教育及び単位修得試験における単位修得原簿その他これらに関する主なる公文書を相当期間保存しなければならない。

3 [同上] 附則

27 免許法附則第八項ただし書及び第十二項ただし書に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

28 免許法附則第八項ただし書の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条各号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たっては、教諭を対象とするものを履修しなければならない。

32 免許法附則第十二項ただし書の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条各号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たっては、次の各号に掲げる授与を受けようとする普通免許状の種類に応じ、当該各号に定めるものを履修しなければならない。

41 免許法附則第十五項に規定する文部科学省令で定める事項は、学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領で定める保健に係る事項とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記第一号様式を次のように改める。別記第一号様式(第七十二条関係)

Form for recording teacher information including fields for name, birth date, and teaching conditions.

備考

一 記載は、次に定めるところによるものとする。
ア 「教育職員」の箇所には、「小学校教諭」、「中学校教諭」、「高等学校教諭」、「特別支援学校自立教科教諭」又は「特別支援学校自立活動教諭」のように記入すること。
イ 本籍地については、都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)を記入すること。
ウ 教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百二十二号。エにおいて「昭和三十六年改正法」という。)附則第六項の規定による免許状の授与の場合には、「教育職員免許法」の箇所は「教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百二十二号)」と記入すること。
エ 免許法第十六条、第十六条の二、附則第八項若しくは附則第十一項又は昭和三十六年改正法附則第六項の規定による免許状の授与の場合には、「第 条」の箇所は、それぞれ「第十六条」、「第十六条の二」、「附則第八項」若しくは「附則第十一項」又は「附則第六項」と記入すること。
オ 「左記の教科について」の箇所については、特別支援学校の教員の免許状の場合にあつては「左記の領域について」と、免許法第十六条の四第一項の規定による免許状の場合にあつては「左記の事項について」と、教育職員免許法施行規則第六十三条の二の規定による免許状の場合にあつては「左記の自立活動について」と記入し、教科等の定めのない免許状の場合にあつては「この箇所を設けないこと。
カ 教科等の定めのない免許状の場合は、「(記)」の欄は設けないこと。
キ 「(番号)」の欄には、免許状授与の年度及び免許状の種類を略記し、年度ごとに番号を改め、一番から迫番号をもつて記入すること。
ク 「授与条件」の欄には、次の事項について記入するものとする。
(ア) 専修免許状にあつては、教育職員免許法施行規則第七十二条第二項に規定する大学院での専攻(十二単位以上単位を修得した分野がある場合には当該専攻に加えて当該分野を記入することができる。)